

第12回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
受付開始予定 午前9時

開催場所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル
2階「有明」

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 資本準備金の額の減少の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役4名選任の件
第5号議案 取締役に対する報酬等の額の改定の件

目 次

株主総会招集ご通知	1
経営統合および吸収合併についてのご説明	6
事業報告	8
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告	48
株主総会参考書類	56

ご出席くださる株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

証券コード 2117

2023年6月8日

(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

東京都中央区日本橋小網町14番1号

ウェルネオシュガー株式会社

代表取締役社長 山本 貢司

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.wellneo-sugar.co.jp/ir/event/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2117/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名「ウェルネオシュガー」またはコード「2117」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、3頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、当日の出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記


1 日 時	2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 2階「有明」 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 資本準備金の額の減少の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役4名選任の件 第5号議案 取締役に対する報酬等の額の改定の件
4 議決権の行使に ついてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトはその旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席する方法</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2023年6月28日(水曜日) 午前10時</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使する方法</p> <p>議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 (行使期限までに到着するようご返送ください)</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月27日(火曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使する方法</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月27日(火曜日) 午後5時30分完了分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書

株主番号 ○○○○ 議決権行使回数 株 1. お 願 い

株式会社○○○○ 印中

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案 (下の候補者を除く)	第5号議案
賛否表示欄	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)

○●●●年○月○日

株式会社○○○○

株式会社○○○○

2. _____
3. _____
4. _____

※パソコン用議決権行使書用紙は、オンラインでダウンロード可能

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案 (下の候補者を除く)	第5号議案
賛否表示欄	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)
	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)

第1・2・5号議案

賛成の場合 → **賛** に○印
反対の場合 → **否** に○印

第3・4号議案

全員賛成の場合 → **賛** に○印
全員反対の場合 → **否** に○印
一部の候補者を → **賛** に○印をし、反対する
反対する場合 → 候補者の番号をご記入ください。

なお、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

書面およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等※による議決権行使のご案内

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

1 *** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただける方は、「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

<その他のご案内>

- 届出ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確定手続きはこちらをクリックしてください。
- 届出ご通知の電子配信を行っている様子を所有の方で、すでに登録しているメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、こちらをクリックしてください。
- 住所変更や株主名簿株式の異動議事などの用紙送付のご依頼はこちらをクリックしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

東京証券取引所第二市場第4号
株式会社ICJ
議決権行使書用紙

012345678
1,000株
0000-00000000-0000
010000000 92954221 0000000000

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

2 *** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力。【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
【電子メールにより届出ご通知配信されている株主様の場合は、届出ご通知電子メール本文に記載しております】

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

3 *** パスワード認証 ***

- パスワードを入力。【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ブラウザエラーメッセージが表示される場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: パスワードを忘れたらここをクリック

次へ

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

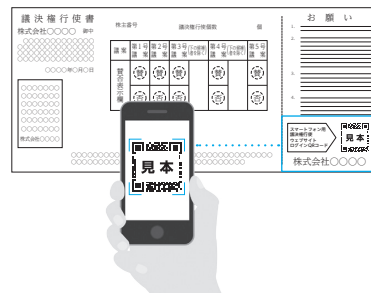
- 5 なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

スマートフォンを利用することによって議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

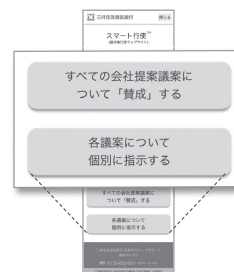


2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。



※議決権行使書はイメージです。

1. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

経営統合および吸収合併についてのご説明

1 経営統合について

日新製糖株式会社と伊藤忠製糖株式会社は2023年1月1日付で経営統合を行い、ウェルネオシュガー株式会社を持株会社とした新たなグループ体制を発足いたしました。

両社が保有する知見やリソースを集結し、経営基盤の強化と新たな事業領域の拡大に拍車をかけ、一層の企業価値向上を図ることにより、ウェルビーイング（Well-being）を実現する製糖業界のリーディングカンパニーを目指してまいります。

ウェルネオシュガー株式会社 WELLNEO SUGAR Co., Ltd.

【経営理念】

パーパス&バリューを軸に、すべての事業活動を通じて、より良い社会づくりに貢献してまいります。

- Purpose - 存在意義		
糖のチカラと可能性を切り拓き“Well-being”を実現する		
- Values - 価値観		
挑戦 常に若々しく、 自ら高い志を掲げ 日々新たに挑戦し続けます	多様性 多様な価値観を受容し、 個々の違いや 個性を強みとしつつ、 一体感を持った組織で あり続けます	持続可能性 責任ある事業活動で、 持続可能な社会の実現に 貢献し続けます

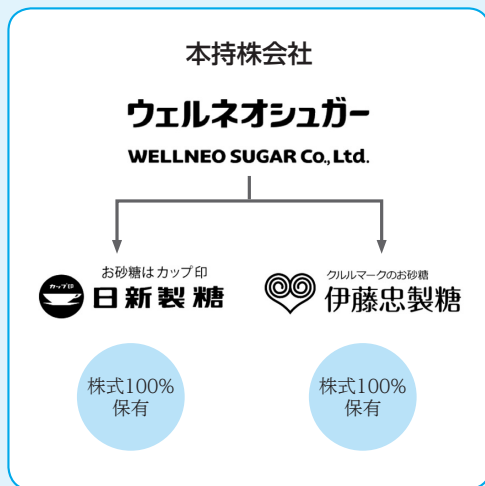
2 吸収合併について

当社は、当社を存続会社として、2024年10月1日（予定）に当社の100%子会社である日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社を吸収合併（以下、「本合併」といいます。）することといたしました。

本合併により、不確実性の高まる事業環境において、経営基盤を強固なものとし、適切なグループガバナンスのもとで迅速な意思決定を行い、シナジー効果を早期に発揮するとともに、業務効率化による収益力の向上を図り、成長分野への積極的な資源の投下を推し進め、一層の企業価値の向上を目指してまいります。

2023年1月

不確実性が高まる事業環境において、
企業価値の発展を図るために
経営統合を実施。



2024年10月

ウェルネオシュガー、日新製糖、
伊藤忠製糖の3社が完全統合。
新会社はウェルネオシュガーとする。



事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社グループは、2020年3月期より国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。

2023年1月1日付の経営統合を踏まえ、以下の当期の事業の経過および成果等は、経営統合前の日新製糖グループの第3四半期連結累計期間（2022年4月1日～2022年12月31日）の経営成績等と、経営統合後の日新製糖グループおよび伊藤忠製糖グループからなるウェルネオシュガーグループの第4四半期連結会計期間（2023年1月1日～2023年3月31日）の経営成績等を取り込んだものとなります。このため、当連結会計年度の主要な経営指標等の各計数は、前連結会計年度と比較して大幅に変動しています。

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大、ウクライナ情勢の緊迫化による資源価格上昇や、日米金利差拡大を背景とした円安等の影響による物価上昇等、景気のマイナス要因が多くみられました。一方で、同感染症が一服したことによる人流の増加や、インバウンド需要の増加もみられ、景気は緩やかに持ち直している傾向にあります。全国旅行支援や物価高対策等が継続的に行われていることから、引き続き景気回復が期待されますが、金利上昇による世界経済の減速、資源価格上昇や円安による物価上昇等により先行きは不透明な状況です。

当連結会計年度の業績は、新型コロナウイルス感染症が一服したことによる人流の増加等の影響により、砂糖全体の出荷量が前期を上回ったことや、経営統合を行ったことにより、売上収益は58,347百万円（前期比26.7%増）となりました。一方で、原料調達コスト・エネルギーコスト等の上昇や、経営統合関連費用の計上、健康産業事業での固定資産の減損損失計上により、営業利益は1,606百万円（同25.8%減）、税引前利益は1,804百万円（同25.3%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,062百万円（同38.1%減）となりました。

連結業績におけるセグメントの概況は以下のとおりです。なお、各セグメント利益は全社費用203百万円を含んでいません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

砂糖その他食品事業

海外原糖市況につきましては、1ポンド当たり19.42セントで始まり、主要生産国であるブラジルで国内ガソリン価格の引き下げや燃料減税により、エタノールよりも砂糖生産にシフトするとの思惑から8月初旬に今期安値となる17.20セントまで下落しました。11月以降は欧州のビート減産懸念に加え、インド・タイなど北半球の生産国において生産見通しの下方修正が続き、需給逼迫を意識した投機的な買いを背景に値が上がり、3月末には今期高値となる22.36セントまで値を上げて、22.25セントにて当期を終了しました。

海外原糖市況（ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限））				
	日付	セント/ポンド	円/kg	為替（円/ドル）
始値	2022年4月1日	19.42	52.75	123.20
高値	2023年3月31日	22.36	66.32	134.53
安値	2022年8月1日	17.20	50.78	133.91
終値	2023年3月31日	22.25	65.99	134.53

（注）1ポンドは約0.4536kgとして換算し、為替は当日の三菱UFJ銀行直物為替公表TTSによっています。

一方、国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては上白糖1kg当たり204円～205円で始まり、海外原糖市況の高騰を受け、8月初旬に12円、2月中旬にも11円～12円と合計23円～24円上昇し、227円～229円で当期を終了しました。

このような状況のもと、主力の砂糖につきましては、新しい生活様式の定着等により、製菓・製パン販売等が回復し、全国旅行支援策等による人流の増加によって土産菓子、外食関係で回復がみられたことにより、業務用製品が増加しました。家庭用製品は伸び悩みましたが、独自製品のきび砂糖の出荷は好調に推移しました。加えて、砂糖全体の出荷量は伊藤忠製糖グループを連結したことにより前期に比べ大幅に増加しました。一方で、利益面においては、海外原糖市況の高騰を受けた原料調達コストおよびエネルギーコスト等の上昇、経営統合関連費用の計上により前期を下回っています。

ツキオカフィルム製薬株式会社につきましては、純金箔事業においてコロナ禍からの回復に加え、海外向け製品の出荷が増加する一方で、フィルム事業ではコロナ禍の影響等で需要があった製品の出荷が減少したことから、減収減益となりました。

以上の結果、砂糖その他食品事業合計の売上収益は53,941百万円（前期比27.9%増）、セグメント利益は1,680百万円（同15.0%減）となりました。

健康産業事業

健康産業事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の余波が残っているものの、休業や時短営業等の対象店舗・期間が減少し営業日数が増加したこと、月会費の値上げを実施したこと、および会員数が増加したこと等により売上収益は2,614百万円（前期比12.8%増）となりました。一方で、燃料費高騰の影響を受けたこと、また固定資産の評価において各店舗の将来の利益計画の見直しを行った結果、減損損失145百万円を計上したことにより、セグメント損失は204百万円（前期はセグメント損失71百万円）となりました。なお、前期はコロナ関係助成金を受けております。

倉庫事業

倉庫事業につきましては、港湾運送において輸入合板の取扱量が大幅に増加したことにより、売上収益は1,791百万円（前期比14.0%増）、セグメント利益は333百万円（同28.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額（経営統合により受け入れた資産を除く）は、2,342百万円となりました。

砂糖その他食品事業における設備投資の総額は、1,524百万円となりました。その主なものは、日新製糖株式会社における本社ビル（東京都中央区）の賃貸借契約更新705百万円、今福工場（大阪市城東区）の生産設備維持更新197百万円、伊藤忠製糖株式会社（愛知県碧南市）における生産設備維持更新208百万円であります。

健康産業事業における設備投資の総額は、743百万円となりました。その主なものは、店舗賃貸借契約更新710百万円であります。

倉庫事業における設備投資の総額は、73百万円となりました。その主なものは、フォークリフトの購入19百万円、屋根防水更新工事11百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施しました。

③ 資金調達の状況

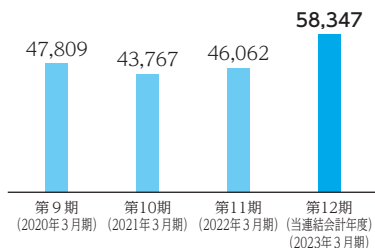
当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より借入金として7,700百万円の調達を行いました。

(2) 財産および損益の状況

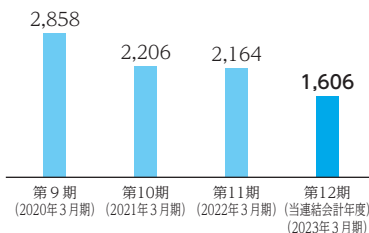
区分		IFRS			
		第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)	第12期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上収益	(百万円)	47,809	43,767	46,062	58,347
営業利益	(百万円)	2,858	2,206	2,164	1,606
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	2,173	1,132	1,715	1,062
基本的1株当たり当期利益	(円)	98.43	51.29	77.63	43.26
資産合計	(百万円)	60,798	61,316	61,134	93,572
資本合計	(百万円)	48,039	48,543	48,904	68,264
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	2,175.84	2,197.84	2,213.29	2,083.71

(注) 当社は2023年1月1日付で、当社を株式交換完全親会社、伊藤忠製糖株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を実施いたしました。本経営統合により、第12期(2023年3月期)の財産および損益が大幅に変動しております。

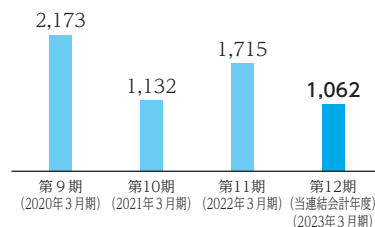
売上収益 (単位：百万円)



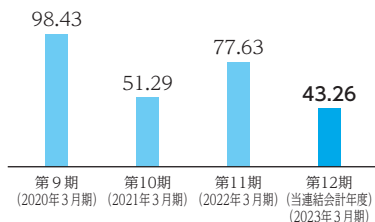
営業利益 (単位：百万円)



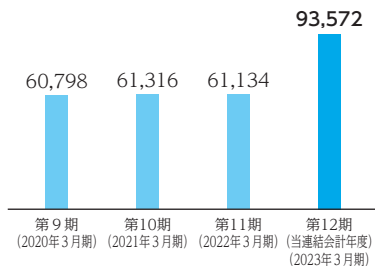
親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



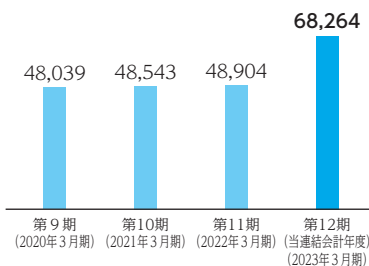
基本的1株当たり当期利益 (単位：円)



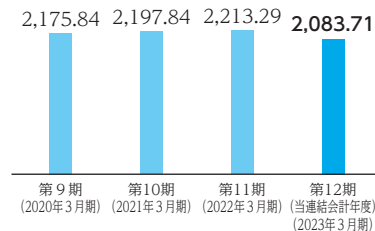
資産合計 (単位：百万円)



資本合計 (単位：百万円)



1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位：円)



(3) 重要な親会社および子会社等の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
日新製糖株式会社	100	100	砂糖その他食品の製造販売
伊藤忠製糖株式会社	2,000	100	砂糖および糖類ならびにその副産物の製造加工および販売
第一糖業株式会社	450	100 (100)	精製糖の製造および販売
新豊食品株式会社	90	100 (100)	砂糖等の加工および包装
ツキオカフィルム製菓株式会社	30	100 (100)	箔押事業・食用純金箔事業およびフィルム事業
日新サービス株式会社	90	100 (100)	合成樹脂等の販売
シー・アンド・エス・サービス株式会社	10	100 (100)	伊藤忠製糖株式会社の設備の点検・保全・管理・運送代行業務の受託
株式会社日新ウエルネス	90	100 (100)	フィットネスクラブの運営
ニューポート産業株式会社	900	100 (100)	冷蔵倉庫・港湾運送業

(注) 1. 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。

2. 当社は、2022年10月3日に当社の完全子会社として日新製糖分割準備株式会社を設立し、2023年1月1日を効力発生日として、当社のグループ経営管理事業等を除く全ての事業を同社に承継させる会社分割(吸収分割)を行いました。なお、同社は同日付で商号を「日新製糖株式会社」に変更し、当社は商号を「ウエルネオシュガー株式会社」に変更しております。
3. 当社は、2023年1月1日を効力発生日として、伊藤忠製糖株式会社との株式交換による経営統合を実施いたしました。本経営統合により、伊藤忠製糖株式会社および同社子会社である第一糖業株式会社ならびにシー・アンド・エス・サービス株式会社が新たに当社の重要な子会社となりました。

③ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	伊藤忠製糖株式会社
特定完全子会社の住所	愛知県碧南市玉津浦町3番地
当社および当社の子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	23,516百万円
当社の総資産額	43,207百万円

④ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新東日本製糖株式会社	6,174	50 (50)	精製糖等の製造
新光糖業株式会社	300	50 (50)	国産分蜜糖の製造、販売
南栄糖業株式会社	98	40.2 (40.2)	原料用粗糖の製造、販売
久米島製糖株式会社	100	34.8 (34.8)	原料用粗糖の製造、販売
新中糖産業株式会社	457	28.9 (28.9)	不動産賃貸業
衣浦埠頭株式会社	200	29 (29)	埠頭業、倉庫業、港湾運送業、通関業、貨物利用運送事業他
衣浦ユーティリティー株式会社	480	28 (28)	蒸気・電気・用水の供給、排水の処理 役務の提供

(注) 1. 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。

2. 当社は、2023年1月1日を効力発生日として、伊藤忠製糖株式会社との株式交換による経営統合を実施いたしました。本経営統合により、南栄糖業株式会社、久米島製糖株式会社および衣浦埠頭株式会社ならびに衣浦ユーティリティー株式会社が新たに当社の重要な関連会社となりました。なお、久米島製糖株式会社への出資比率については、伊藤忠製糖株式会社および第一糖業株式会社による間接出資割合を合計して記載しております。

3. 伊藤忠製糖株式会社は、当事業年度末後の2023年5月1日に、ツルヤ化成工業株式会社（山梨県韮崎市）の普通株式42,800株（議決権比率20.0%）を取得いたしました。これにより、同社は当社の重要な関連会社となります。

⑤ その他の重要な企業結合の状況

伊藤忠商事株式会社は、当社の議決権を37.9%所有しており、また住友商事株式会社は、当社の議決権を25.4%所有しております。当社は両社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する各種規制緩和も後押しし、人流回復などアフターコロナを見据えた社会・経済活動の正常化の兆しが見える一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢等による原材料やエネルギー価格の高騰など、2023年度においても先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、日新製糖株式会社と伊藤忠製糖株式会社は、2023年1月1日に経営統合を行い、当社を持株会社とするグループ体制へと移行いたしました。日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社の経営資源・ノウハウを結集し、効率的なグループ経営を推進・深化するとともに、これまで両社が取り組んできた独自性の高い機能性素材の研究開発と市場展開を更に推進するなど、“Well-being”（幸せ・健康）に資する今後の成長分野や注力分野への積極的な資源の投下を行うことで、「食」と「健康」の両面で豊かな生活の実現に貢献してまいります。

当社グループは、2023年6月1日に開示いたしました「ウェルネオシュガーグループの経営方針について」に記載のとおり、2028年3月期に向けた経営方針を策定いたしました。製糖事業を中心とした「Sugar軸」において収益性の向上と基盤の拡充を図るとともに、そこから創出したキャッシュを新たな成長領域となる「Food & Wellness軸」において積極投資を行ってまいります。以下はその概要となります。

まずSugar軸におきましては、国内砂糖消費量は、コロナ禍による落ち込みからは徐々に回復しつつあり、依然として新型コロナウイルス感染症への警戒感は続くものの、その影響は落ち着きを見せはじめ、インバウンド需要の回復も見込まれます。その一方で、海外原糖市況は主要生産国における減産等の影響に投機資金の動きも加わる先行きを見通しにくい環境にあり、また地政学的リスクや円安にともなう国内物価上昇の傾向から消費購買意欲の低下が懸念されるなど、今後も不透明かつ厳しい市場環境が見込まれます。当社グループとしては、消費者の皆様に対して、生活必需品である安全・安心な砂糖を安定的に供給することで社会的責任を果たしていくことを最優先に取り組みながら、採算性を重視したオペレーションに努め、今般の経営統合によるシナジー効果を早期に発揮し、生産から販売までの最適化や、きび砂糖をはじめとする高付加価値品販売の推進を軸とする商品力・販売力の強化を図ることにより、業績の向上を目指してまいります。また、今後も業界再編の動きが更に加速していくことが予想され、この動きに適切に対応できるよう、引き続き、経営効率と経営品質の向上に努めてまいります。

Food&Wellness軸におきましては、機能性素材分野を当社グループの重点領域と位置づけ、

2023年6月1日に社長直轄組織として「ネオ機能性素材部」を新設し、カップオリゴ（ガラクトオリゴ糖）やきびオリゴ（フラクトオリゴ糖）などの腸内環境の改善に資する機能性甘味料素材の販売拡大を目指すほか、プレバイオティクス素材であるケストースやオーラルケア分野での効果が期待される当社グループ独自のサイクロデキストランなどの機能性素材については、産学連携の研究開発と需要の更なる深掘りを進めてまいります。また、2023年5月1日に伊藤忠製糖株式会社が新たに株式を取得したツルヤ化成工業株式会社との連携を図り、多種多様な甘味料素材など食品添加物の取り扱いの拡大も進めてまいります。グループ会社のツキオカフィルム製菓株式会社については、箔押事業、食用純金箔事業、フィルム事業それぞれにおいて、顧客ニーズを深掘りした商品開発や認知度向上を図り、新規顧客の獲得による商圏の拡大に努め、業績の回復と向上を目指してまいります。

健康産業事業では、店舗の業態変更やDX推進により、収益力の改善と下方耐性の強化に努めるなか、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へと移行したことによって、フィットネス参加率の回復傾向も見られ始めました。しかしながら、依然としてコロナ禍の影響は尾を引いており、また、首都圏を中心として新たなコンセプトを持つ競合サービスの台頭など多様化も進み、引き続き厳しい経営環境が続いております。今後も感染防止策を徹底していくなかで、お客様の健康維持増進に貢献し、新常态を見据えた店舗運営体制を構築しながら、安全・安心かつ需要に対して最適なベストサービスの提供に努めることにより、早期の業績回復を目指してまいります。

倉庫事業は、既存取引先との安定した取引を継続し、今後も物流需要に的確に応えながら、新規取引先の開拓を進めていくなかで、適正な在庫水準の維持と稼働率の向上を目指してまいります。

重要な経営課題でありますサステナビリティの推進につきましては、サステナビリティ推進委員会を中心として、人権方針およびCSR調達方針を制定し、各方針に沿った事業活動を展開しております。今後、当社グループとしてのマテリアリティへの取り組み推進に向けた施策の検討、ならびに事業戦略に沿った人材・組織戦略および人材育成方針の策定を行い、最適化された事業運営体制のもと、サステナブル企業として、あらゆるステークホルダーの“Well-being”の実現に注力してまいります。








こうした取り組みを加速させるため、2024年10月1日には、当社と日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社が合併し完全統合することを予定しております。今後も、事業環境の変化を適切に捉えながら、ガバナンス体制の強化、既存事業の成長と事業領域の拡大を着実に進め、強固な経営基盤を構築することにより、プライム市場の上場会社として、更なる企業価値向上に努めてまいります。

(ご参考)

サステナビリティ基本方針

当社グループは、「挑戦」「多様性」「持続可能性」をすべての事業を行う上で最も大切にす
る価値観として捉えており、企業の社会的責任を果たしていくことはもちろんのこと、環境・経
済・社会の課題解決と事業による経済的価値の創造の両立、すなわちCSV（社会と企業の共通
価値の創造）を意識した活動を通じて、自社と社会の持続的な発展を目指し、社会から認められ
るサステナブル企業として中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

サステナビリティの推進は、サステナビリティ推進委員会を中心に、2015年に国連全加盟国
（193カ国）によって採択されたSDGsの最終年である2030年における当社のありたい姿を、
以下の6つの重点領域として定め、それら重点領域を支える事業活動の基盤としてコーポレート
ガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントと合わせて中長期目標を設定し、従業員一
丸となって引き続き取り組んでまいります。

		関連するSDGs	
重点領域 1	食と健康を通じた楽しいライフスタイルの提案		
重点領域 2	環境に配慮した事業プロセスの追求		
重点領域 3	責任ある原材料調達の実現		
重点領域 4	安全・安心で高品質な製品・サービスの提供		
重点領域 5	多様な人々が活躍できる職場環境の推進		
重点領域 6	地域社会との共生		

また、投資家とのサステナビリティに関する建設的な対話を推進する観点から、サステナビリ
ティに関する開示を行ってまいります。特に、気候変動に係るリスクおよび収益機会が当社グルー
プの事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立
された開示の枠組みであるTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）またはそれと同等
の枠組みに基づく開示をしております。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社11社および関連会社9社により構成されております。
主要な事業内容は以下のとおりであります。

(砂糖その他食品事業)

主に以下の各製品およびその原材料等の製造、加工、仕入ならび販売を行っております。

- ・砂糖および糖類、健康食品、サプリメント、食用純金箔、可食フィルム、その他の食品
- ・食品添加物
- ・医薬品原料、医薬部外品

(健康産業事業)

主に以下のフィットネスクラブを運営しています。

- ・総合フィットネスクラブ
- ・女性専用のホットヨガ&コラーゲンスタジオ
- ・コンパクトジム

(倉庫事業)

主に冷蔵倉庫を保有し、保管・荷役・港湾運送業務を行っております。

(6) 主要な事業所および工場等 (2023年3月31日現在)

地区番号

① 当社 (東京都中央区)

②

② 子会社

・日新製糖株式会社

本社 (東京都中央区)	②
仙台営業所 (宮城県仙台市青葉区)	①
千葉物流センター (千葉県千葉市美浜区)	③
千葉工場 (千葉県千葉市美浜区)	③
名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区)	⑤
西部営業部 (大阪府大阪市城東区)	⑥
今福工場 (大阪府大阪市城東区)	⑥
広島営業所 (広島県広島市東区)	⑦
福岡営業所 (福岡県福岡市博多区)	⑧
沖縄ラボ (沖縄県うるま市)	⑫

・伊藤忠製糖株式会社

本社 (愛知県碧南市)	⑤
工場 (愛知県碧南市)	⑤
・第一糖業株式会社 (宮崎県日向市)	⑨
・新豊食品株式会社 (千葉県千葉市美浜区)	③
・ツキオカフィルム製薬株式会社 (岐阜県各務原市)	④
・日新サービス株式会社 (東京都中央区)	②
・シー・アンド・エス・サービス株式会社 (愛知県碧南市)	⑤
・株式会社日新ウエルネス (東京都中央区)	②
・ニューポート産業株式会社 (千葉県千葉市美浜区)	③

③ 関連会社

新東日本製糖株式会社 (千葉県千葉市美浜区)	③
新光糖業株式会社 (鹿児島県熊毛郡)	⑩
南栄糖業株式会社 (鹿児島県大島郡)	⑪
久米島製糖株式会社 (沖縄県久米島町)	⑭
新中糖産業株式会社 (沖縄県中頭郡)	⑬
衣浦埠頭株式会社 (愛知県碧南市)	⑤
衣浦ユーティリティー株式会社 (愛知県碧南市)	⑤



(ご参考) 株式会社日新ウエルネスが運営するスポーツクラブ

【ドゥ・スポーツプラザ】総合フィットネスクラブ

豊洲 (東京都江東区)	南砂町 (東京都江東区)
上里 (埼玉県児玉郡)	羽生 (埼玉県羽生市)
高崎 (群馬県高崎市)	

【BLEDA (ブレダ)】ホットヨガ&コラーゲンスタジオ

上里 (埼玉県児玉郡)	伊奈 (埼玉県北足立郡)
浦和美園 (埼玉県さいたま市)	新前橋 (群馬県前橋市)
野田 (千葉県野田市)	

【DO SMART (ドゥ・スマート)】バジェット型トレーニングジム

野田 (千葉県野田市)	本庄 (埼玉県本庄市)
-------------	-------------

【スポーツクラブエンターテインメントA-1】総合フィットネスクラブ

笹塚 (東京都渋谷区)	町田 (東京都町田市)
-------------	-------------

【A-1 EXPRESS】24時間ジム

明大前 (東京都世田谷区)	千歳烏山 (東京都世田谷区)
代田橋 (東京都世田谷区)	西永福 (東京都杉並区)
浜田山 (東京都杉並区)	桜上水 (東京都杉並区)
つつじヶ丘 (東京都調布市)	柴崎 (東京都調布市)
調布 (東京都調布市)	吉祥寺 (東京都武蔵野市)
玉川学園前 (東京都町田市)	向ヶ丘遊園 (神奈川県川崎市)
淵野辺 (神奈川県相模原市)	小田急相模原 (神奈川県座間市)

【A-1 LightGYM24】バジェット型24時間ジム

代田橋 (東京都世田谷区)	杉並宮前 (東京都杉並区)
---------------	---------------

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
砂糖その他食品事業	528 (68) 名	141名増 (4名増)
健康産業事業	69 (73) 名	2名減 (5名増)
倉庫事業	46 (―) 名	1名増 (―)
合 計	643 (141) 名	140名増 (9名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人が前連結会計年度末と比べて140名増加したのは、主として2023年1月1日付で伊藤忠製糖株式会社および同社子会社である第一糖業株式会社ならびにシー・アンド・エス・サービス株式会社を連結子会社化したためであります。また、当事業年度末の使用人数は、「(3)②重要な子会社の状況」に記載の子会社の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

当社は持株会社であり、業務を委託しているため、使用人はおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
碧海信用金庫	3,000
株式会社みずほ銀行	2,050
株式会社三井住友銀行	1,950
三井住友信託銀行株式会社	1,620

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 90,000,000株
② 発行済株式の総数 35,053,483株 (自己株式2,292,530株を含む)

(注) 1. 2023年1月1日を効力発生日とする株式交換により、発行株式の総数は12,379,600株増加しております。
2. 2022年12月12日付の株式買取請求により自己株式が1,721,700株増加しております。

- ③ 株主数 23,055名
④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
伊藤忠商事株式会社	12,379,600	37.8
住友商事株式会社	8,296,281	25.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,093,800	3.3
株式会社三井住友銀行	739,620	2.3
ブルドックソース株式会社	399,600	1.2
むさし証券株式会社	306,300	0.9
平野 孝憲	298,047	0.9
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	249,200	0.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	213,800	0.7
株式会社ヤクルト本社	194,400	0.6

(注) 1. 当社は、自己株式を2,292,530株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	7,800株	3名

(注) 株式数には退任した取締役に対して交付した株式も含めて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員状況

① 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	樋口 洋一	日新製糖株式会社代表取締役会長 CEO
代表取締役社長	山本 貢司	内部監査室担当 伊藤忠製糖株式会社代表取締役社長
取締役専務執行役員	大久保 亮	総務部担当 日新製糖株式会社代表取締役社長 COO
取締役常務執行役員	瀬野 大輔	人事部担当
取締役	飯塚 佳都子	シテューワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社キューソー流通システム社外監査役
取締役	藤原 浩	
取締役	山東 理二	千代田化工建設株式会社特別顧問 日東工器株式会社特別顧問
取締役	南 勝之	住友商事株式会社食料事業第二部長
取締役	北川 昇	伊藤忠商事株式会社砂糖・コーヒー・乳製品部長
常勤監査役	川口 多津雄	
常勤監査役	今井 秀明	伊藤忠製糖株式会社監査役
監査役	和田 正夫	和田公認会計士事務所代表
監査役	成瀬 圭珠子	株式会社ウィザス社外監査役 株式会社鳥羽洋行社外取締役

- (注) 1. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 藤原浩氏、取締役 山東理二氏、取締役 南勝之氏および取締役 北川昇氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 和田正夫氏および監査役 成瀬圭珠子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 飯塚佳都子氏および監査役 成瀬圭珠子氏は、弁護士資格を有しております。
4. 常勤監査役 川口多津雄氏は、長年に亘り財務部門を担当し、財務および会計に関する豊富な専門知識・経験、当社事業の豊富な知見を有するものであります。
5. 監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2022年12月31日をもって、三枝恵氏および池原元宏氏は取締役を辞任いたしました。なお、三枝恵氏の退任時における担当は営業本部長であり、池原元宏氏の退任時における重要な兼職は野村総合法律事務所

- パートナーでありました。
7. 2022年12月31日をもって、延増拓郎氏は監査役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は石寄・山中総合法律事務所代表弁護士でありました。
 8. 取締役 山東理二氏は2023年2月1日付で日東工器株式会社の特別顧問に就任いたしました。
 9. 当社は、社外取締役 飯塚佳都子氏、社外取締役 藤原浩氏および社外取締役 山東理二氏ならびに社外監査役 和田正夫氏および社外監査役 成瀬圭珠子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 10. 取締役兼任者を除く2023年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
執行役員 山口 康雄 (経営企画部担当)
執行役員 伊藤 成人 (経営企画部担当)
執行役員 大場 健司 (財務部担当)
 11. 2023年4月1日現在の執行役員は以下の6名で構成されております。
なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。
※執行役員社長 山本 貢司 (内部監査室担当、伊藤忠製糖株式会社代表取締役社長)
※専務執行役員 大久保 亮 (総務部担当、日新製糖株式会社代表取締役社長 COO)
※常務執行役員 瀬野 大輔 (人事部担当)
執行役員 山口 康雄 (経営企画部担当)
執行役員 伊藤 成人 (経営企画部担当)
執行役員 大場 健司 (財務部担当)

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

- ・ 当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員
- ・ 当社から当社子会社以外の非上場会社に、取締役として出向する者および監査役として出向する者

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により保険会社が補填するもので、1年毎に契約更新をしており、保険料については当社および当社のすべての子会社が全額負担しております。

当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数
		固定報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	139 (25)	126 (25)	13 (—)	11名 (6名)
監査役 (うち社外監査役)	30 (10)	30 (10)	— (—)	5名 (3名)
合計 (うち社外役員)	170 (35)	156 (35)	13 (—)	16名 (9名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額（譲渡制限付株式報酬を除く）は、2012年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。
3. 2020年6月25日開催の第9回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。
4. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役は5名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

ロ. 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役および代表取締役で構成する任意の指名・報酬委員会（以下、「指名・報酬委員会」という。）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、その役割と責務および当社の業績等を勘案して決定するものとし、株主との価値共有、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系といたします。また、報酬の水準は、外部専門機関の調査データを活用し、同業他社や我が国における同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、業績に見合った水準といたします。

取締役の報酬体系

取締役（社外取締役を除く）と社外取締役の報酬体系は、別体系としております。取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬と譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

（固定報酬）

固定報酬は、その月額について、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の報酬額を基準に、指名・報酬委員会において、業績のほか当社従業員給与水準との格差や他企業の役員報酬水準を勘案したうえで策定した答申案に基づき、株主総会で承認された報酬総額の限度内で取締役会の決議によりその総額を決定いたします。そのうえで、個人別の固定報酬額を、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、その額について毎月支給しております。

（譲渡制限付株式報酬）

当社の株式価値と取締役（社外取締役を除く）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、非金銭報酬として、いわゆる事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式報酬額は、毎年、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の年間報酬基礎額とその発行または処分に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎に、指名・報酬委員会において、会社の経営状況を勘案したうえで検討し、株主総会で承認された譲渡制限付株式報酬総額の限度内で、取締役会の決議により決定いたします。

また、割り当てる株式は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事項等の定めに関する当社普通株式とし、株主総会で承認された譲渡制限付株式総数を上限に、決定した譲渡制限付株式報酬額を上記株価で除した数の株式を、指名・報酬委員会において検討したうえで、取締役会の決議により割り当てます。なお、取締役（社外取締役を除く）は、当社と譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社に対して金銭報酬の債権全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。譲渡制限の期間は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役の地位を退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの期間といたします。

(固定報酬と譲渡制限付株式報酬の構成割合)

個人別の取締役（社外取締役を除く）の報酬における、固定報酬と譲渡制限付株式報酬の構成割合は、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の構成割合を基準に、指名・報酬委員会が答申案を策定し、これに基づき、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が決定いたします。

八. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長に対し各取締役の固定報酬の額について、決定を委任しております。委任した理由は、執行役員を兼任しない取締役が、各取締役の報酬等の決定を行うことにより、透明性・客観性を担保するためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定をいたしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、ユシロ化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社キューソー流通システムの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 山東理二氏は、千代田化工建設株式会社の特別顧問および日東工器株式会社の特別顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役 南勝之氏は、住友商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の25.4%を所有する資本関係があります。
- ・ 取締役 北川昇氏は、伊藤忠商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の37.9%を所有する資本関係があります。
- ・ 2022年12月31日をもって辞任いたしました取締役 池原元宏氏は、野村総合法律事務所のパートナーでありました。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役 成瀬圭珠子氏は、株式会社ウィザスの社外監査役および株式会社鳥羽洋行の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 2022年12月31日をもって辞任いたしました監査役 延増拓郎氏は、石寄・山中総合法律事務所の代表弁護士でありました。当社は同法律事務所に所属する弁護士と顧問契約を締結しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 飯塚佳都子	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
取締役 藤原浩	<p>2023年1月1日就任以降開催された取締役会4回の全てに出席いたしました。グローバル企業の経営経験や豊富な見識と卓越した経営能力を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、企業経営者の経験や見識に基づき、多角的な視点からの適切な助言や実効性の高い監督を行うなど、重要な役割を果たしております。</p> <p>さらに、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
取締役 山東理二	<p>2023年1月1日就任以降開催された取締役会4回の全てに出席いたしました。企業経営やグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、企業経営者の経験や見識に基づき、多角的な視点からの適切な助言や実効性の高い監督を行うなど、重要な役割を果たしております。</p> <p>さらに、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
取締役 南勝之	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。</p>

	活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 北川昇	2023年1月1日就任以降開催された取締役会4回の全てに出席いたしました。総合商社での担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。
取締役 池原元宏	当事業年度において、2022年12月31日までに開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っておりました。また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしておりました。
監査役 和田正夫	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、監査役会29回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 成瀬圭珠子	2023年1月1日就任以降開催された取締役会4回の全てに出席し、監査役会8回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 延増拓郎	当事業年度において、2022年12月31日までに開催された取締役会13回の全てに出席し、監査役会21回のうち18回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っておりました。また、監査役会において、当社業務の適法性について適宜、必要な発言を行っておりました。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3. 当社の子会社であるニューポート産業株式会社は、東陽監査法人が会計監査人となっております。
4. 当社の子会社である伊藤忠製糖株式会社は、東陽監査法人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役会の決議により定めた執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。会社の業務執行を統括し、業務執行の重要事項の審議・決定機関として、また、株主総会、取締役会において審議、決定する経営に係わる重要事項の事前協議を行う機関として、経営会議を設置し、原則として月2回以上開催する。

取締役会および経営会議の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようにする。

職務の合理化およびITの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

ニ. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを1名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通じて緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的を実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、研修等を実施し周知徹底を図る。

B. 運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に1回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。
- ロ. 「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートを整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。内部通報窓口として、コンプライアンス委員会および監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。
- ハ. 取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。
- ニ. 当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を3名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、2023年3月31日現在9名で構成する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。

ロ. 2023年3月31日現在6名の執行役員が取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示のもと、業務を執行しています。

業務執行の審議・決定機関である経営会議を原則として月2回以上開催し、会社の業務執行を統括し、経営に係る重要事項の事前協議を行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を社長および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える監査役室専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ1名を配置しています。なお、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

内部通報窓口として、監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会に全員が出席しています。また、必要に応じて経営会議、その他重要な会議に常勤監査役が出席しているほか、代表取締役と定期的な会合を実施しています。

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定例的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である経営企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性についての評価を定期的実施しています。

なお、評価作業を外部のコンサルティング会社に委託し、評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連性の有無の確認実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第12期 2023年3月31日現在
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	11,263
営業債権及びその他の債権	7,446
その他の金融資産	1,025
棚卸資産	14,614
その他の流動資産	633
流動資産合計	34,983
非流動資産	
有形固定資産	18,403
使用権資産	2,785
のれん	14,280
無形資産	411
持分法で会計処理されている投資	14,112
その他の金融資産	6,627
退職給付に係る資産	366
繰延税金資産	144
営業債権及びその他の債権	10
その他の非流動資産	1,446
非流動資産合計	58,588
資産合計	93,572

科目	第12期 2023年3月31日現在
負債及び資本	
負債	
流動負債	
借入金	9,000
営業債務及びその他の債務	6,789
リース負債	890
その他の金融負債	516
未払法人所得税等	406
引当金	20
その他の流動負債	2,404
流動負債合計	20,028
非流動負債	
営業債務及びその他の債務	0
リース負債	2,718
その他の金融負債	101
退職給付に係る負債	327
引当金	507
繰延税金負債	1,565
その他の非流動負債	58
非流動負債合計	5,279
負債合計	25,308
資本	
資本金	7,000
資本剰余金	34,687
自己株式	△3,534
その他の資本の構成要素	1,546
利益剰余金	28,563
親会社の所有者に帰属する持分合計	68,264
資本合計	68,264
負債及び資本合計	93,572

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第12期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上収益	58,347
売上原価	49,079
売上総利益	9,268
販売費及び一般管理費	7,543
その他の収益	68
その他の費用	187
営業利益	1,606
金融収益	117
金融費用	59
持分法による投資利益	139
税引前利益	1,804
法人所得税費用	741
当期利益	1,062
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,062
非支配持分	—
当期利益	1,062

連結持分変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2022年4月1日残高	7,000	11,614	△292	35	1,453
当期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	123	155
当期包括利益合計	—	—	—	123	155
自己株式の取得	—	—	△3,245	—	—
配当金	—	—	—	—	—
株式交換による変動	—	23,063	—	—	—
株式報酬取引	—	9	3	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	△49
非金融資産への振替	—	—	—	△170	—
所有者との取引額合計	—	23,073	△3,241	△170	△49
2023年3月31日残高	7,000	34,687	△3,534	△12	1,559

	親会社の所有者に帰属する持分				合計
	その他の資本の構成要素		利益剰余金	合計	
	確定給付制度の再測定	合計			
2022年4月1日残高	—	1,488	29,093	48,904	48,904
当期利益	—	—	1,062	1,062	1,062
その他の包括利益	△161	117	—	117	117
当期包括利益合計	△161	117	1,062	1,179	1,179
自己株式の取得	—	—	—	△3,245	△3,245
配当金	—	—	△1,480	△1,480	△1,480
株式交換による変動	—	—	—	23,063	23,063
株式報酬取引	—	—	—	13	13
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	161	111	△111	—	—
非金融資産への振替	—	△170	—	△170	△170
所有者との取引額合計	161	△59	△1,591	18,179	18,179
2023年3月31日残高	—	1,546	28,563	68,264	68,264

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第12期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	5,673
現金及び預金	5,225
前払費用	7
関係会社短期貸付金	40
その他	400
固定資産	37,534
有形固定資産	9,914
建物	2,086
構築物	16
機械及び装置	0
工具器具備品	2
土地	7,809
投資その他の資産	27,619
関係会社株式	23,616
関係会社長期貸付金	3,941
その他	62
資産合計	43,207

科目	第12期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	2,185
短期借入金	1,720
未払金	26
未払費用	54
未払法人税等	145
その他	238
固定負債	1,614
繰延税金負債	321
資産除去債務	129
再評価に係る繰延税金負債	1,077
その他	85
負債合計	3,799
純資産の部	
株主資本	37,216
資本金	7,000
資本剰余金	24,816
資本準備金	24,813
その他資本剰余金	2
利益剰余金	8,934
その他利益剰余金	8,934
繰越利益剰余金	8,934
自己株式	△ 3,534
評価・換算差額等	2,191
土地再評価差額金	2,191
純資産合計	39,408
負債純資産合計	43,207

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第12期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで
売上高	32,359
売上原価	26,911
売上総利益	5,447
販売費及び一般管理費	3,963
営業収益	372
経営管理料	162
ロイヤリティー収入	133
不動産賃貸収入	76
営業費用	365
営業利益	1,491
営業外収益	182
受取利息	37
受取配当金	124
その他	20
営業外費用	26
支払利息	10
支払手数料	11
その他	3
経常利益	1,647
特別利益	82
投資有価証券売却益	82
特別損失	3
固定資産除却損	3
税引前当期純利益	1,726
法人税、住民税及び事業税	422
法人税等調整額	120
当期純利益	1,183

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	7,000	1,750	22,586	24,336	14,913	△ 292	45,957
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,480	—	△1,480
当期純利益	—	—	—	—	1,183	—	1,183
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△3,245	△3,245
株式交換による 増加	—	23,063	—	23,063	—	—	23,063
会社分割による 減少	—	—	△22,593	△22,593	△5,681	—	△28,274
株式報酬取引	—	—	9	9	—	3	13
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	23,063	△22,583	479	△5,978	△3,241	△8,740
当期末残高	7,000	24,813	2	24,816	8,934	△3,534	37,216

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	959	35	2,191	3,186	49,143
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,480
当期純利益	—	—	—	—	1,183
自己株式の取得	—	—	—	—	△3,245
株式交換による 増加	—	—	—	—	23,063
会社分割による 減少	△1,049	15	—	△1,034	△29,309
株式報酬取引	—	—	—	—	13
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	89	△50	—	39	39
当期変動額合計	△959	△35	—	△994	△9,735
当期末残高	—	—	2,191	2,191	39,408

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	佐山正則
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	井澤浩昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	大島充史
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ウェルネオシュガー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	佐山正則
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	井澤浩昭
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	大島充史
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、常勤監査役等が主要な子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

ウェルネオシュガー株式会社 監査役会

常勤監査役 川 口 多津雄 ⑩

常勤監査役 今 井 秀 明 ⑩

監 査 役 和 田 正 夫 ⑩

監 査 役 成 瀬 圭 珠 子 ⑩

(注) 監査役和田正夫及び監査役成瀬圭珠子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、「資本政策の基本的な方針」において、中長期的に親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）向上を図り、成長投資と株主還元の充実を両立させることとしております。利益配分につきましては、連結配当性向（DPR）60%、または親会社所有者帰属持分配当率（DOE）3%のいずれか大きい額を基準に配当を行います。

加えて、2023年3月10日に公表いたしました「記念配当額の決定および年間配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当期は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、経営統合を記念し、1株当たり7円の記念配当を実施いたします。

算定式の詳細は以下に記載のとおりとなります。

1. 1株当たり年間配当金額の算定式

連結配当性向（DPR）60%基準

期末基本的1株当たり連結当期利益32.43円の60%=20円（1円未満切上げ）

親会社所有者帰属持分配当率（DOE）3%基準

期末1株当たり親会社所有者帰属持分2,083.71円の3%=63円（1円未満切上げ）

親会社所有者帰属持分配当率（DOE）3%基準63円の方が大きいため、63円を普通配当の1株当たり年間配当金額とし、経営統合の1株当たり記念配当金額7円と合わせ、1株当たり年間配当金額は70円といたします。

2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき算定した年間普通配当金額（1株当たり63円）から、2022年12月に実施しました中間配当金額（1株当たり33円）を差し引いた30円に、経営統合の1株当たり記念配当金額7円を加えた、37円といたします。

配当財産の種類	金 銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 37円 (普通配当30円、記念配当7円) 配当総額 1,212,155,261円
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月29日

資本準備金の額の減少の件

1. 準備金の額の減少の理由

資本政策上の柔軟性および機動性を確保することならびに株主への長期的な安定配当を行える体制を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金24,813,194,800円のうち23,063,194,800円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,750,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2023年6月30日

3. ご参考

貸借対照表 (第12期 2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第12期 2023年3月31日現在
資産の部	
流動資産	5,673
現金及び預金	5,225
前払費用	7
関係会社短期貸付金	40
その他	400
固定資産	37,534
有形固定資産	9,914
建物	2,086
構築物	16
機械及び装置	0
工具器具備品	2
土地	7,809
投資その他の資産	27,619
関係会社株式	23,616
関係会社長期貸付金	3,941
その他	62
資産合計	43,207

科目	第12期 2023年3月31日現在
負債の部	
流動負債	2,185
短期借入金	1,720
未払金	26
未払費用	54
未払法人税等	145
その他	238
固定負債	1,614
繰延税金負債	321
資産除去債務	129
再評価に係る繰延税金負債	1,077
その他	85
負債合計	3,799
純資産の部	
株主資本	37,216
資本金	7,000
資本剰余金	24,816
資本準備金	24,813
その他資本剰余金	2
利益剰余金	8,934
その他利益剰余金	8,934
繰越利益剰余金	8,934
自己株式	△ 3,534
評価・換算差額等	2,191
土地再評価差額金	2,191
純資産合計	39,408
負債純資産合計	43,207

第3号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営統合に伴う経営体制の強化・充実を図ることを目的として、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名 ふりがな		現在の当社における地位
1	新任	なかの しんじ 仲野 真司		顧問
2	再任	やまもと こうじ 山本 貢司		代表取締役社長
3	再任	おおくぼ あきら 大久保 亮		取締役専務執行役員
4	再任	せの だいすけ 瀬野 大輔		取締役常務執行役員
5	再任	いづか かつこ 飯塚 佳都子	社外 独立	取締役
6	再任	ふじわら ひろし 藤原 浩	社外 独立	取締役
7	再任	さんとう まさじ 山東 理二	社外 独立	取締役
8	再任	みなみ かつゆき 南 勝之	社外	取締役
9	新任	おおた しんじ 太田 晋二	社外	—



所有する当社の株式数

0株

候補者番号

1

なかの しんじ
仲野 真司 (1960年12月1日生)

新任

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年 4月 住友商事株式会社入社
- 2007年 4月 中国住友商事グループ華北コーポレート部門長（北京）
- 2008年 6月 兼 北京住友商會社社長
- 2013年 4月 住友商事株式会社理事人事厚生部長
- 2017年 5月 タイ住友商會社社長
スミ・タイ・インターナショナル会社社長
- 2018年 4月 住友商事株式会社執行役員
- 2021年 4月 同社常務執行役員コーポレート部門人材・総務・法務担当役員補佐（秘書・人事担当）
- 2023年 4月 当社顧問（現任）
日新製糖株式会社顧問（現任）

取締役候補者とした理由

仲野真司氏は、住友商事株式会社において、海外事業における経営者としてのビジネス経験に加え、同社コーポレート部門における常務執行役員を歴任し、経営者としての幅広い経験と高い見識を有しております。これらの経験と実績をもとに、当社グループの持続的な成長と企業価値向上および取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に寄与することが期待されることから、新たに取締役候補者といたしました。



候補者番号

2

やまもと
山本

こうじ
貢司

(1966年9月8日生)

再任

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年4月 伊藤忠商事株式会社入社
2014年11月 同社食糧部門食糧戦略室長
2019年4月 同社砂糖・コーヒー・乳製品部長
伊藤忠製糖株式会社取締役（非常勤）
2022年4月 伊藤忠製糖株式会社代表取締役社長（現任）
2023年1月 当社代表取締役社長 内部監査室担当（現任）
（重要な兼職の状況）
伊藤忠製糖株式会社代表取締役社長

所有する当社の株式数

0株

当期における
取締役会への出席状況

4/4回 (100%)

取締役在任年数

6か月

取締役候補者とした理由

山本貢司氏は、伊藤忠商事株式会社において、担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、伊藤忠製糖株式会社で代表取締役社長を務めるなど、経営者としての実績も有しております。これらの経験と実績をもとに、当社グループの持続的な企業価値向上および取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

3

おおくぼ あきら
大久保 亮 (1955年6月8日生)

再任

所有する当社の株式数

17,000株

当期における
取締役会への出席状況

17/17回 (100%)

取締役在任年数

10年

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月 日新製糖株式会社入社
2013年4月 当社総合企画部長
6月 当社取締役
2021年4月 当社代表取締役社長 COO
2023年1月 当社取締役専務執行役員 総務部担当 (現任)
日新製糖株式会社代表取締役社長 COO (現任)
(重要な兼職の状況)
日新製糖株式会社代表取締役社長 COO

取締役候補者とした理由

大久保亮氏は、当社および日新製糖株式会社代表取締役社長 COOとして経営に携わり、経営者としての豊富な経験とリーダーシップ、幅広い見識を有しております。これらの経験と実績をもとに、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値の向上および取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

4

瀬野 大輔 (1960年4月16日生)

再任

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
2007年 4月 同社飲料原料部長
2018年 6月 伊藤忠製糖株式会社取締役執行役員 財務経理・特命担当
2022年 6月 同社取締役常務執行役員 人事総務・財務経理担当（現任）
2023年 1月 同社取締役常務執行役員 人事部担当（現任）

所有する当社の株式数

0株

当期における
取締役会への出席状況

4/4回 (100%)

取締役在任年数

6か月

取締役候補者とした理由

瀬野大輔氏は、伊藤忠商事株式会社において、担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、伊藤忠製糖株式会社で取締役を務めるなど経営幹部の一角を担っております。これらの経験と実績をもとに、当社グループの持続的な企業価値向上および取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に寄与することが期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

5

い い づ か
飯塚

か つ こ
佳都子

(1964年12月24日生)

再任

社外

独立

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年 4月 株式会社三菱銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行
1998年 4月 弁護士登録
平川・佐藤・小林法律事務所（現：シティユーワ法律事務所）入所
2013年 4月 同法律事務所パートナー（現任）
2015年 6月 当社取締役（現任）
2016年 6月 ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2017年 2月 株式会社キューソー流通システム社外監査役（現任）
- （重要な兼職の状況）
シティユーワ法律事務所パートナー
ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）
株式会社キューソー流通システム社外監査役

所有する当社の株式数

0株

当期における
取締役会への出席状況

17/17回（100%）

取締役在任年数

8年

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所パートナーであり、主に企業法務を専門としています。同氏は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から取締役としての職務を行う能力・見識を持ち合わせているため、当社の適法性確保のためきわめて有益であり、取締役会の実効性向上に貢献するものと考えられることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、引き続き上記の役割を果たすことを期待するとともに、指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



候補者番号

6

ふじわら
藤原

ひろし
浩

(1957年9月9日生)

再任

社外

独立

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月 日本電子株式会社入社
1986年3月 同社米国法人JEOL USAマネージャー
1995年10月 SAPジャパン株式会社経営管理部マネージャー
1997年4月 SAP North-East Asia Region CFO
2005年2月 SAPジャパン株式会社CFO、COO、代表取締役
2007年11月 株式会社フィリップス・ジャパンCOO
2008年7月 同社代表執行役員社長
2011年7月 コダック株式会社（現：コダック合同会社）常務執行役員
2012年2月 同社代表執行役員社長
2022年6月 株式会社iLAC専務取締役（現任）
2023年1月 当社取締役（現任）

所有する当社の株式数

0株

当期における
取締役会への出席状況

4/4回(100%)

取締役在任年数

6か月

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤原浩氏は、欧米の主要企業の日本代表を歴任し、グローバル企業の経営経験や豊富な見識と卓越した経営能力を有しており、公正かつ客観的見地より、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、企業経営者の経験や見識に基づき、当社グループ事業の経営や事業戦略に対する多角的な視点からの適切な助言と実効性の高い監督が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、引き続き上記の役割を果たすことを期待するとともに、指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



候補者番号

7

さんとう
山東

まさし
理二

(1957年10月21日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

当期における
取締役会への出席状況

4/4回(100%)

取締役在任年数

6か月

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月 三菱商事株式会社入社
2009年4月 智利三菱商事会社社長
2012年4月 三菱商事株式会社執行役員 智利三菱商事会社社長
7月 三菱商事株式会社執行役員環境・インフラ事業本部長
2017年4月 千代田化工建設株式会社副社長執行役員
6月 同社代表取締役社長
2022年4月 同社特別顧問(現任)
2023年1月 当社取締役(現任)
2023年2月 日東工器株式会社特別顧問(現任)
(重要な兼職の状況)
千代田化工建設株式会社特別顧問
日東工器株式会社特別顧問

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山東理二氏は、三菱商事株式会社執行役員、千代田化工建設株式会社代表取締役社長などを歴任し、グローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的見地より、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、企業経営者の経験や見識に基づき、当社グループ事業の経営や事業戦略に対する適切な助言や実効性の高い監督が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、引き続き上記の役割を果たすことを期待するとともに、指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。



候補者番号

8

みなみ かつゆき
南 勝之 (1970年12月26日生)

再任

社外

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4月 住友商事株式会社入社
2017年12月 Emerald Grain Pty Ltd (豪州) 出向
Chairman & Executive Director
2021年 4月 住友商事株式会社食料事業第二部長
2021年 6月 当社取締役 (現任)
2023年 4月 住友商事株式会社食料事業第一部長 (現任)
(重要な兼職の状況)
住友商事株式会社食料事業第一部長

所有する当社の株式数

0株

当期における
取締役会への出席状況

17/17回 (100%)

取締役在任年数

2年

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

南勝之氏は、総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しており、公正かつ客観的見地より、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、企業経営者の経験を活かし、当社グループ事業の経営や事業戦略に対する適切な助言や実効性の高い監督が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。



候補者番号

9

おおた しんじ
太田 晋二 (1975年9月19日生)

新任

社外

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2005年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
2022年 6月 伊藤忠製糖株式会社取締役 (非常勤) (現任)
2023年 4月 伊藤忠商事株式会社砂糖・コーヒー・乳製品部長 (現任)

所有する当社の株式数

0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

太田晋二氏は、伊藤忠商事株式会社において、担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、公正かつ客観的見地より、当社グループ事業の経営や事業戦略に対する適切な助言や実効性の高い監督が期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。
- (1) 南勝之氏は、住友商事株式会社において食料事業第一部長を務めており、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係ならびに同社が当社の議決権の25.4%を所有する資本関係があります。
 - (2) 太田晋二氏は、伊藤忠商事株式会社において砂糖・コーヒー・乳製品部長を務めており、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係ならびに同社が当社の議決権の37.9%を所有する資本関係があります。
 - (3) その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 飯塚佳都子、藤原浩、山東理二、南勝之および太田晋二の各氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、飯塚佳都子、藤原浩、山東理二および南勝之の各氏が選任された場合は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続し、太田晋二氏が選任された場合は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、①当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員 ②当社から当社子会社以外の非上場会社に取締役として出向する者および監査役として出向する者であり、当該保険の保険料は、当社および当社のすべての子会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）。
- 本選任議案の各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
5. 飯塚佳都子、藤原浩および山東理二の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、各氏が選任された場合は、当社は各氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 6. 当社は、2013年4月1日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。
 7. 当社は、2023年1月1日付で伊藤忠製糖株式会社との株式交換により同社を完全子会社とする経営統合を行い、商号を「日新製糖株式会社」から「ウェルネオシュガー株式会社」に変更いたしました。
 8. 当社は2023年1月1日付で当社の完全子会社として2022年10月3日に設立された「日新製糖分割準備株式会社」との間で会社分割（吸収分割）を行い、同社は商号を「日新製糖株式会社」に変更いたしました。
 9. 会社法第370条および定款第21条の規定に基づく、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありましたが、当期における取締役会への出席状況の回数には含まれておりません。

第4号議案

監査役4名選任の件

現任の監査役である川口多津雄氏および和田正夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、今井秀明氏および成瀬圭珠子氏は、他の監査役との就任の時点を揃えるため、本定時株主総会終結の時をもって一旦辞任することといたしました。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	<small>かわぐち</small> 川口 <small>たつお</small> 多津雄	常勤監査役
2	<small>いまい</small> 今井 <small>ひであき</small> 秀明	常勤監査役
3	<small>わだ</small> 和田 <small>まさお</small> 正夫	<small>社外</small> <small>独立</small> 監査役
4	<small>なるせ</small> 成瀬 <small>かずこ</small> 圭珠子	<small>社外</small> <small>独立</small> 監査役



候補者番号

1

かわぐち
川口

たつお
多津雄

(1953年12月15日生)

再任

●略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

- 1976年 4月 日新製糖株式会社入社
- 2013年 4月 当社財務部長
- 6月 当社常務取締役
- 2017年 6月 当社取締役専務執行役員 品質保証部・お客様相談室担当
- 2019年 6月 当社常勤監査役（現任）

所有する当社の株式数

9,400株

当期における取締役会への出席状況

17/17回（100%）

当期における監査役会への出席状況

29/29回（100%）

監査役在任年数

4年

監査役候補者とした理由

川口多津雄氏は、財務部長、常務取締役、取締役専務執行役員を歴任するほか、健康産業事業における子会社の代表取締役社長として同社の経営を担ってまいりました。また、同氏は長年に亘り財務部門を担当し、財務および会計に関する豊富な専門知識・経験、当社事業の豊富な知見を有しております。以上のことから、当社監査役会の機能強化に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き監査役候補者といたしました。



候補者番号

2

いまい ひであき
今井 秀明

(1966年9月24日生)

再任

●略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1989年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
2015年 6月 同社機械事業・リスク管理室長
2020年 6月 伊藤忠製糖株式会社常勤監査役
2023年 1月 当社常勤監査役（現任）
伊藤忠製糖株式会社監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

伊藤忠製糖株式会社監査役

所有する当社の株式数

0株

当期における取締役会への出席状況

4/4回（100%）

当期における監査役会への出席状況

8/8回（100%）

監査役在任年数

6か月

監査役候補者とした理由

今井秀明氏は、伊藤忠商事株式会社において長年に亘りリスク管理室、監査部に所属し、出身分野で培った豊富な経験と専門知識を有しております。

以上のことから、監査役会の機能強化に必要な人材であると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。



候補者番号

3

わだ
和田

まさお
正夫

(1951年10月2日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

当期における取締役会への出席状況

17/17回 (100%)

当期における監査役会への出席状況

29/29回 (100%)

監査役在任年数

8年

●略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

- 1977年11月 監査法人朝日会計社（現：有限責任あずさ監査法人）入社
- 1982年3月 公認会計士登録
- 2005年7月 あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）代表社員（パートナー）
- 2012年7月 和田公認会計士事務所代表（現任）
- 2014年6月 一般財団法人国土計画協会監事（現任）
- 2015年6月 当社監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

和田公認会計士事務所代表

社外監査役候補者とした理由

和田正夫氏は、公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する豊富な経験および知見を有しており、かかる知見を活かし、監査体制の一層の充実を図れるものと判断しております。以上のことから、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、引き続き社外監査役候補者いたしました。



候補者番号

4

なるせ
成瀬

かすこ
圭珠子

(1962年11月4日生)

再任

社外

独立

●略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

- 1985年 4月 全日本空輸株式会社入社
- 1991年 8月 矢矧コンサルタント株式会社入社
- 2000年 4月 弁護士登録
林田総合法律事務所入所（現任）
- 2017年 6月 株式会社ウィザス社外監査役（現任）
- 2021年 6月 株式会社鳥羽洋行社外取締役（現任）
- 2023年 1月 当社監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

- 株式会社ウィザス社外監査役
- 株式会社鳥羽洋行社外取締役

所有する当社の株式数

0株

当期における取締役会への出席状況

4/4回（100%）

当期における監査役会への出席状況

8/8回（100%）

監査役在任年数

6か月

社外監査役候補者とした理由

成瀬圭珠子氏は、弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から監査を行う能力・見識を有し、当社の適法性確保のため、きわめて有益であり、監査体制の強化およびコーポレート・ガバナンスの拡充に結びつくものと判断しております。以上のことから、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、引き続き社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和田正夫および成瀬圭珠子の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、和田正夫および成瀬圭珠子の両氏が選任された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、①当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員 ②当社から当社子会社以外の非上場会社に取り締役として出向する者および監査役として出向する者であり、当該保険の保険料は、当社および当社のすべての子会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）。
- 本選任議案の各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
5. 和田正夫および成瀬圭珠子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合は、当社は両氏を引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、2013年4月1日、子会社の日新製糖株式会社および新光製糖株式会社と合併した上、商号を「日新製糖ホールディングス株式会社」から「日新製糖株式会社」に変更いたしました。
7. 当社は、2023年1月1日付で伊藤忠製糖株式会社との株式交換により同社を完全子会社とする経営統合を行い、商号を「日新製糖株式会社」から「ウェルネオシュガー株式会社」に変更いたしました。
8. 当社は2023年1月1日付で当社の完全子会社として2022年10月3日に設立された「日新製糖分割準備株式会社」との間で会社分割（吸収分割）を行い、同社は商号を「日新製糖株式会社」に変更いたしました。
9. 会社法第370条および定款第21条の規定に基づく、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありましたが、当期における取締役会への出席状況の回数には含まれておりません。

(ご参考)

取締役および監査役の専門性と経験（スキルマトリックス）

本総会において第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役および監査役の専門性と経験は、以下のとおりであります。

		専門性と経験									
	氏名	企業経営 経営戦略	ESG CSR	コンプライアンス リスク管理	内部統制 ガバナンス	財務 会計	人事労務 人材開発	営業 マーケティング	生産 品質管理	R&D 新規事業	IT DX
取 締 役	仲野 真司	●	●	●	●		●	●			
	山本 貢司	●	●	●	●		●	●		●	
	大久保 亮	●	●	●	●	●	●				●
	瀬野 大輔	●	●	●	●	●	●	●			
	飯塚 佳都子	●		●	●						
	藤原 浩	●			●					●	
	山東 理二	●			●					●	
	南 勝之	●						●			
	太田 晋二	●						●			
監 査 役	川口 多津雄	●			●	●			●		
	今井 秀明			●	●						
	和田 正夫				●	●					
	成瀬 圭珠子			●	●						

また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。（2023年4月1日現在）

		専門性と経験									
	氏名	企業経営 経営戦略	ESG CSR	コンプライアンス リスク管理	内部統制 ガバナンス	財務 会計	人事労務 人材開発	営業 マーケティング	生産 品質管理	R&D 新規事業	IT DX
執 行 役 員	山口 康雄	●		●	●			●		●	●
	伊藤 成人	●						●	●	●	●
	大場 健司				●	●				●	●

当社の取締役の報酬等の額は、2012年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額25百万円以内にご承認いただくとともに、これとは別枠として、2020年6月25日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、本譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬（金銭報酬債権）の総額を年額41百万円以内、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式総数の上限を32,000株とすにご承認をいただいております。

当社は、従来、対象取締役の報酬は、基本報酬としての固定報酬と譲渡制限付株式報酬で構成しておりましたが、今回の経営統合を機に、対象取締役の経営責任と成果に基づく処遇を行い、業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けを一層強化することを目的として、従来の固定報酬の一部を業績連動報酬（役員賞与）として支給する内容に変更いたします。本議案は、今回の対象取締役の報酬の変更に伴い、上記月額25百万円以内とする取締役の報酬等の額を、基本報酬の他、役員賞与も含めた上限額として年額300百万円以内に改めさせていただくことについてご承認をお願いするものです。

今回の対象取締役の報酬の変更は、当社の取締役の報酬に関する基本方針に沿ったものであり、本議案は、当社の事業規模、取締役の報酬体系やその支給水準等、総合的に勘案し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役5名）であり、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されたのちも変更はございません。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

ロイヤルパークホテル
2階「有明」
東京都中央区日本橋
蛸殻町二丁目1番1号
03-3667-1111 (代表)

交通

東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」
4番出口 とホテル地下2階が
直結しております。

東京メトロ日比谷線「人形町駅」
A2出口 から徒歩約8分

都営浅草線「人形町駅」
A3出口 から徒歩約9分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。